

意思決定支援に関する指針

大和成和病院

はじめに

人生の最終段階を迎える患者がその人らしい最期を迎えられるよう、「人生の最終段階における医療・ケアプロセスに関するガイドライン」を踏まえ、患者およびその家族と多職種で構成される医療・ケアチームで十分に話し合い、患者の意思と権利が尊重された上で適切な意思決定を行えるよう、以下の通り定める。

1. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- ① 医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として終末期医療を進めることが重要である。また本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、その都度本人が意思を示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより繰り返し行われることが重要である。
- ② 人生の最終段階における医療の内容は、多専門職種からなる医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- ③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和され、本人・家族等の精神的、社会的な援助も含めた総合的な医療とケアの提供を行う。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。方針の決定は本人の状態に応じた専門的な医学的検討のうえにおこなわれる。

<本人の意思の確認ができる場合>

- ① 患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで患者本人による意思決定を基本とし、家族（もしくは主たる介護者）も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定する。
- ② 時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により意思は変化することがあるため、医療・ケアチームは、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援する。患者が自らの意思を伝える事が出来なくなる可能性もあるため、その時の対応についても予め家族等を含めて話し合いを行う。その際資料①意思確認シートを使用し、内容を多職種カンファレンスで共有する。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、診療録に分かりやすく記録する。

<患者本人の意思が確認できない場合>

- ① 家族等が患者本人の意思を推定出来る場合にはその推定意思を尊重し、患者にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定出来ない場合には、患者にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

③ 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者本人や家族を取り巻く環境の変化等に応じてこのプロセスを繰り返し行う。

④ 家族等がない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとって最善の方針をとることを基本とする。

⑤ このプロセスにおいて話し合った内容は、診療録に分かりやすく記録する。

＜複数の専門家からなる話し合いの場の設置＞

上記の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの

内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

＜身寄りがない患者の場合＞

厚生労働省「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、介護・福祉等行政サービスと連携しながら、意思決定支援を行う。

① 対象：医療に係る意思決定が困難な患者とする。

② 医療における意思決定の場面において、患者の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう意思決定支援を行う。

③ 家族等が患者意思を推定できる場合はその推定意思を尊重する。家族等が推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかを十分に話し合い、支援を行う。

④ 成年後見人制度、介護・福祉サービスや行政等、MSWと連携しながら支援を行う。

＜認知症等で自らが意思決定をすることが困難な場合＞

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。

【参考資料】

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」厚生労働省 2018 年 3 月改訂

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」厚生労働省 2018 年 6 月

「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」研究代表者 山縣 然太郎

2024 年 4 月 1 日制定